

徳 備 第 5 8 号
徳 務 第 1 2 3 号
徳 生 企 第 1 9 6 号
徳 刑 企 第 5 4 号
徳 交 企 第 5 8 号
徳 公 第 8 0 号
令和 5 年 3 月 3 1 日

各 部 課 長
殿
各 警 察 署 長
(回議先 全課長)

保存期間	3 年 (令和 8 年 3 月 31 日まで)
------	----------------------------

徳 島 県 警 察 本 部 長

徳島県警察業務継続計画（大規模地震対応）の一部改正について（通達乙）
県警察における南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合の業務継続については、徳島県警察業務継続計画（大規模地震対応）の策定について（平成31年4月1日徳備第79号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、旧通達の保存期間が令和5年3月31日に満了することから、旧通達の内容を一部改正し、令和5年4月1日から実施することとしたので、適切な業務推進に努められたい。

徳島県警察業務継続計画 (大規模地震対応)

令和5年4月
徳島県警察

目 次

第1	総則	1
1	本計画の目的	1
2	実施方針等	1
(1)	実施方針	1
(2)	公安委員会への報告	1
3	被害想定	1
第2	業務継続実施責任者等	2
1	業務継続実施責任者	2
2	業務継続実施副責任者	2
第3	非常時優先業務	2
1	業務の分類及び発災時における執務の方針	2
(1)	業務の分類	3
(2)	災害時における執務の方針	3
2	非常時優先業務の特定	3
(1)	非常時優先業務の特定	4
(2)	非常時優先業務の特定に係る調整	4
3	人員の把握	4
第4	業務継続のための執務体制の確立	4
1	体制の確保	4
2	決裁権者が不在の場合の代決等	4
3	安否確認	4
4	参集	4
(1)	参集	4
(2)	平素からの措置	5
第5	業務継続のための執務環境等の整備	5
1	庁舎機能の確保等	5
(1)	庁舎	5
(2)	電力	5
(3)	エレベーター	5
(4)	什器 ^{じゅう} 転倒防止措置	6
2	負傷者等への対応	6
(1)	負傷者の救護等	6
(2)	医療体制の確保	6

(3) 来庁者への対応	6
(4) 帰宅が困難となった職員等への対応	6
3 備蓄等	6
(1) 備蓄食料等の管理	6
(2) 事務用物資等の管理	7
4 代替施設	7
(1) 代替施設の整備・多重化	7
(2) 災害警備本部等の移転	7
(3) 移動方法	7
5 情報通信の確保等	7
(1) 情報通信の確保	7
(2) 情報システムの維持	7
(3) 通信指令システム等の維持	7
6 教養訓練	8

第1 総則

1 本計画の目的

本計画は、南海トラフを震源とする巨大地震及び徳島県中央構造線・活断層地震（以下「南海トラフ巨大地震等」という。）が発生した場合において、県警察及び情報通信部（以下「県警察等」という。）が、各種の業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施方針等

(1) 実施方針

本計画の実施に当たっては、県本部及び署並びに情報通信部は、相互に連絡を密にして一体的な活動を行い、南海トラフ巨大地震等の発生時における治安対策に万全を期すものとする。また、知事部局等関係機関と連携し、総合的な業務継続（優先度が高い業務を継続し、又は早期に行うことをいう。以下同じ。）の推進に努めるものとする。

なお、この計画の内容については絶えず検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するものとする。

(2) 公安委員会への報告

南海トラフ巨大地震等の発生状況に応じ、本計画の実施状況について、時機を逸することなく公安委員会に報告し、その管理の下、計画の迅速かつ適切な実施に努めるものとする。

3 被害想定

本計画における被害想定は、徳島県地域防災計画及び徳島県業務継続計画によるものとする。また、県が作成した「徳島県津波浸水想定」（平成24年10月31日公表）、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」（平成25年7月31日公表）、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）」（平成25年11月25日公表）及び「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」（平成29年7月25日公表）に想定される被害は別添1のとおりである。

この場合において、予想される警察本部庁舎の機能の状況及び対策については、下表のとおりとする。

表 ライフライン途絶時の警察本部庁舎の庁舎機能の状況及び対策

機 能	状況及び対策
電 力	燃料無補給でも約72時間程度であれば非常用自家発電機による電力確保が可能であるが、継続的な電力確保のため電力の使用制限を行う。 ○ 電力供給の優先順位 ①通信指令システム、②交通管制センター、③照会センター、④情報管理課電算室、⑤情報通信部、⑥全館の照明（①から⑤のシステム、組織等が置かれている箇所を除く。）、⑦コンセント、⑧空調設備（①から⑤のシステムが置かれている箇所を除く。）の順とし、下位に位置づけられているものから、供給の制限や停止措置を講じる。 ○ エレベーター 庁舎中央の一基のみを残して使用を停止。 ○ 照明設備 災害警備本部や通信指令課等、重要設備が設置された施設を除き点灯を制限する。 ○ コンセント 第3に規定する非常時優先業務に対応するためのパソコン、プリンター等を使用する箇所を除き使用を禁止。
通 信	警察無線及び警察電話は、非常用電力により運用可能。 なお、業者による復旧が完了するまでの間、加入電話及び携帯電話はつながり難い状態が継続する。
水 道	警察本部庁舎については、通常利用の1日分相当の水（庁舎地下の受水槽20トン及び屋上の高置水槽7トンの計27トン）を常時備蓄しているところ、引き続き飲料水等の更なる確保に努めるものとする。

第2 業務継続実施責任者等

1 業務継続実施責任者

- (1) 各所属に業務継続実施責任者を置き、各所属の長をもって充てる。
- (2) 業務継続実施責任者は、南海トラフ巨大地震等が発生した時に的確に業務継続を推進するため、この計画に定められた業務を行うものとする。

2 業務継続実施副責任者

- (1) 各所属に業務継続実施副責任者を置き、次長等をもって充てるものとする。
- (2) 業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行するものとする。

第3 非常時優先業務

1 業務の分類及び発災時における執務の方針

(1) 業務の分類

県警察等は、南海トラフ巨大地震等の発生に備え、所掌する業務をあらかじめ災害応急対策業務、継続の必要性の高い通常業務、管理事務及びその他の通常業務に分類するものとする。

上記分類のうち、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務を非常時優先業務という。

ア 災害応急対策業務

災害応急対策業務とは、南海トラフ巨大地震等が発生し、又は発生するおそれがある場合において県警察等が最優先して執るべき措置をいう。

イ 継続の必要性の高い通常業務

継続の必要性の高い通常業務とは、電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の途絶並びに職員及び職員家族の被災等人的・物的資源に制約がある状況下においても、災害応急対策業務と並行して継続する必要性の高い通常業務をいう。

ウ 管理事務

管理事務とは、非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務をいう。

エ その他の通常業務

災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務以外をいう。

(2) 災害時における執務の方針

ア 業務継続実施責任者は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、非常時優先業務及び管理事務の実施に必要な人的・物的資源を確保するため、その他の通常業務は、休止し、又は非常時優先業務及び管理事務の実施に影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。

イ 業務継続実施責任者は、被害の拡大状況や非常時優先業務の実施状況等を踏まえつつ、限られた人員を柔軟に運用することで、非常時優先業務の実効性が最大限確保されるよう努めるものとする。また、管理事務は、非常時優先業務の実施を支える重要な役割を担っていることから、

その要員を確実に確保するものとする。

ウ 業務継続実施責任者は、電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の復旧等により、その他の通常業務の実施に必要な人的・物的資源が確保されたときは、その他の通常業務を順次再開するものとする。

エ 業務継続実施責任者は、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することのないよう留意するものとする。

2 非常時優先業務の特定

(1) 非常時優先業務の特定

県警察等は、個々の業務が停止することに伴い生じる県民生活等を与える社会的影響を考慮し、非常時優先業務を特定する。

なお、各所属における非常時優先業務及び管理事務は、別添2のとおりとする。

(2) 非常時優先業務の特定に係る調整

県警察等は、非常時優先業務の特定に当たっては、当該業務が他の自治体等の所掌する業務と密接に関連する場合には、当該自治体等と必要な調整を行うものとする。

3 人員の把握

業務継続実施責任者は、職員の一部が業務に従事できないことを前提に、非常時優先業務及び管理事務を実施するために必要な人員をあらかじめ把握しておくものとする。特に、非常時優先業務について専門的な知識を有する職員が必要となる場合には、当該職員の代替職員をあらかじめ定めておくなどの措置を講ずるものとする。

第4 業務継続のための執務体制の確立

1 体制の確保

県警察等は、南海トラフ巨大地震等が発生したときは、災害警備計画に定める職員の招集及び参集により、非常時優先業務を実施するための体制を確保するものとする。

2 決裁権者が不在の場合の代決等

南海トラフ巨大地震等の発生時に業務上の決裁権者である幹部が欠けた場合等は、徳島県警察事務決裁規程（昭和50年徳島県警察本部訓令第29号）第10条の規定により代決を行うことを認められた者が代決するものとする。

3 安否確認

県警察等は、南海トラフ巨大地震等が発生したときは、県警察職員緊急連絡システム（以下「緊急連絡システム」という。）等により、職員並びにそ

の家族の安否を確認するものとする。

4 参集

(1) 参集

ア 職員は、南海トラフ巨大地震等が発生したときは、災害警備計画に定めるところにより、各勤務先又は最寄りの警察施設、代替施設等に参集し、非常時優先業務を実施するものとする。

なお、職員は、参集に際し、必要と認められる衣類等を持参するものとする。

イ 警備部警備課及び署警備課は、災害警備本部等（災害警備計画に定める災害警備本部等をいう。以下同じ。）の機能を代替施設に移転する必要がある場合、代替施設への参集を緊急連絡システムや携帯電話、電子メール等を活用して、速やかに職員に伝達するものとする。ただし、自所属又は災害警備本部等から参集に関する特別な指示がある場合は、当該指示を受けた職員はその指示に従うものとする。

(2) 平素からの措置

ア 業務継続実施責任者は、災害警備本部等の要員に対して、参集場所及び参集要領について周知しておくものとする。

イ 職員は、発災時には公共交通機関が利用できない可能性が高いこと、及び道路についても火災や建物の倒壊等により通行できなくなる可能性があることを念頭に置き、平素から訓練等を通じ、複数の参集経路、参集方法及び参集に要する時間を確認しておくものとする。

第5 業務継続のための執務環境等の整備

1 庁舎機能の確保等

(1) 庁舎

ア 各所属は、南海トラフ巨大地震等が発生したときは、庁舎の破損の有無を確認し、必要な場合は、警務部会計課又は署会計課に通報の上、立入禁止等の措置を講じるものとする。

イ 警務部会計課及び署会計課は、南海トラフ巨大地震等が発生したときは、各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行うとともに、庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請するものとする。

(2) 電力

ア 各所属は、非常時優先業務を実施するために必要な機器を平素から非常用電源コンセントに接続しておくものとする。

イ 各所属は、非常用自家発電機による電力供給が行われたときは、非常

時優先業務を実施するために必要な電力以外の電力の使用を抑制するものとする。

(3) エレベーター

警務部会計課及び庁舎にエレベーターが設置されている署の会計課は、南海トラフ巨大地震等の発生に伴い、庁舎内のエレベーターにおいて救助を要する事案が発生したときは、庁舎管理者等と連携し、必要な措置をとるものとする。

(4) 什器^{じゅう}転倒防止措置

各所属は、地震の発生に備え、執務室等の書棚、キャビネット、テレビ、プリンター等の転倒及び落下を防止するための措置をとるものとする。また、資料等の散逸防止を図るため、キャビネット、ロッカー等の施錠に努めるものとする。

2 負傷者等への対応

(1) 負傷者の救護等

ア 各所属は、南海トラフ巨大地震等の発生に備え、負傷者の応急救護に必要な救護用品を確保しておくものとする。

イ 各所属は、南海トラフ巨大地震等の発生により負傷者が生じたときは、救護用品を活用して応急救護処置を行うとともに、必要により、医療機関に搬送するものとする。

(2) 医療体制の確保

ア 警務部厚生課及び署会計課は、あらかじめ対応が想定できる医療機関の資料を作成し、職員に周知するとともに、医療品の備蓄等を行うものとする。

イ 業務継続実施責任者は、非常時優先業務の実施期間が長期化する場合における職員の健康管理を行うものとする。

(3) 来庁者への対応

ア 業務継続実施責任者は、南海トラフ巨大地震等の発生により来庁者を庁舎内に一時待機させる必要があると認めたときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲内において、来庁者を一時待機させるものとする。

イ 業務継続実施責任者は、庁舎内に一時待機している来庁者の待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、業務継続実施責任者の指揮により、来庁者を庁舎周辺の避難所等に案内し、又は誘導するものとする。

(4) 帰宅が困難となった職員等への対応

県警察等は、南海トラフ巨大地震等が発生したときは、交通機関の途絶等により帰宅が困難となった職員等の一時待機場所を確保するものとする。

3 備蓄等

(1) 備蓄食料等の管理

警務部会計課及び署会計課は、南海トラフ巨大地震等の発生時において食料等が入手困難となった場合に備え、警備部警備課及び署警備課と連携し、備蓄食料等の適切な管理を図るものとする。

(2) 事務用物資等の管理

各所属は、南海トラフ巨大地震等の発生時において事務用物資等が入手困難となった場合に備え、非常時優先業務の実施に必要な事務用物資等の適切な管理を図るものとする。

4 代替施設

(1) 代替施設の整備・多重化

県警察等は、南海トラフ巨大地震等の発生時において、警察庁舎がその機能を喪失した場合を想定し、災害警備本部等の機能を移転し得る代替施設の整備・多重化に努めるものとする。

(2) 災害警備本部等の移転

南海トラフ巨大地震等の発生により、警察庁舎が使用不能となった場合は、県本部の機能にあつては警察本部長の指揮により、徳島中央警察署に移設し、署の機能にあつては署長の指揮により、あらかじめ指定した施設等に災害警備本部等を速やかに移転するものとする。

(3) 移動方法

ア 代替施設への移動は、徒歩又は自転車の利用等、陸路を原則とするが、道路の損傷等により陸路による移動が困難になった場合には、必要に応じて警察用航空機又は船舶を活用することとする。

イ 警備部警備課及び署警備課は、警察庁舎から代替施設へ陸路で移動する経路について、あらかじめ職員等に周知するものとする。

5 情報通信の確保等

(1) 情報通信の確保

情報通信部及び警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）は、警察庁舎及び代替施設において、災害発生時の被災状況の把握や迅速・的確な指揮命令、非常時優先業務の実施に必要な情報通信を円滑に確保するため、耐災害性の高い警察通信施設及び情報システムの整備を進めるとともに、維持管理を適切に実施する。

(2) 情報システムの維持

情報通信部及び情報管理課は、各種情報システムを運用する担当職員の不在に対応した体制の確保を図るとともに、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、関係事業者等との連絡体制を整備するなど、関係事業者等と連携した障害の対処体制を確保するものとする。

(3) 通信指令システム等の維持

ア 生活安全部通信指令課（以下「通信指令課」という。）は、通信指令課及び代替施設において災害発生時に緊急通報や無線通話が急増することを想定し、緊急通報の受理、指令要領や通報内容の記録、集約、精査を行う要員の増強など、緊急時の体制の確保を図るものとする。

イ 通信指令課は、通信指令システムの機能を確保するため、通信指令施設の障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、修理事業者等との連絡体制及び障害への対処体制を確保するものとする。

ウ 通信指令課は、警察庁舎から代替施設への警察機能の移転を想定し、代替施設において、通信指令業務を的確に行うための通信指令システムの整備を進めるものとする。

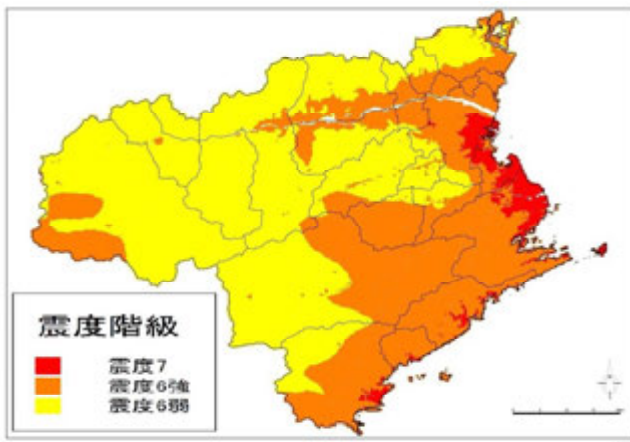
6 教養訓練

(1) 各所属は、職員等に対し本計画に関する教養、招集・参集訓練、発災時を想定した初動措置訓練等（以下「訓練等」という。）を実施し、業務継続のための手順について周知徹底を図るものとする。

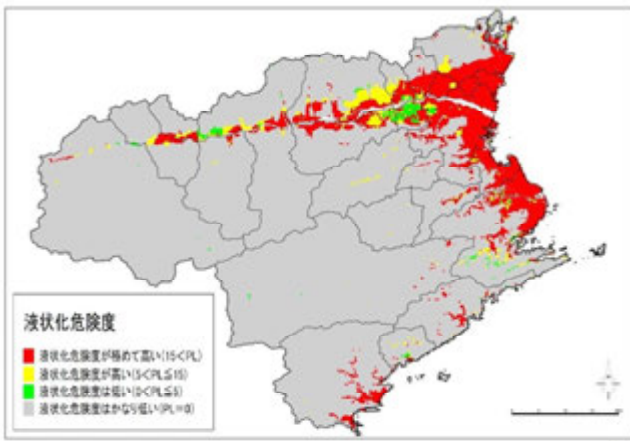
(2) 警備部警備課及び署警備課は、訓練等を計画・実施するとともに、その実施結果を検証し、今後実施する訓練等に反映させるほか、緊急連絡システムの点検を兼ね、災害警備本部等の要員に対する呼出訓練を適宜実施するものとする。

別添1

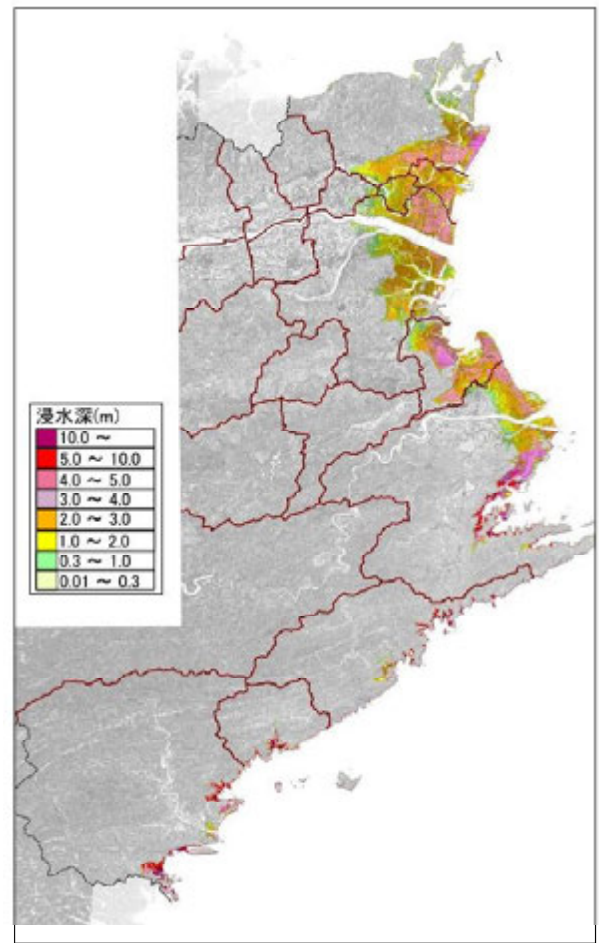
1 南海トラフ巨大地震が発生した場合に想定される徳島県の被害



図：震度分布



図：液状化危険度分布



図：津波浸水想定

(1) 震度

南海トラフ巨大地震の発生により、7市町で最大値震度7、また17市町村で最大値震度6強の揺れが発生するなど、県下全域を震度6弱以上の揺れが襲う想定となっている。また、沿岸部や吉野川沿いの地域を中心に、液状化の危険性が高い地域が広がっている。

(2) 津波及び浸水

南海トラフ巨大地震は、揺れだけでなく大きな津波が沿岸部を襲うことが想定されている。特に県南部の沿岸地域では、きわめて短時間で大津波が発生するとともに、最大津波水位は場所によっては10mを超えることが想定されている。

出典：徳島県作成『徳島県津波浸水想定』（平成24年10月31日公表）、『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）』（平成25年7月31日公表）及び『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）』（平成25年11月25日公表）

(3) 被害想定概要

ア 死者

- (ア) 揺れ(建物倒壊等)による死者：最大 約3,900人(冬・深夜)
 - (イ) 急傾斜地崩壊による死者：最大 約30人(冬・深夜)
 - (ウ) 津波による死者：最大 約26,900人(冬・深夜)
 - (エ) 火災による死者：最大 約920人(冬・18時)
 - (オ) ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物による死者：最大約30人(冬・18時)
- ※合 計：最大 約31,300人(冬・深夜)

イ 負傷者

- (ア) 揺れ(建物倒壊等)による負傷者：最大 約18,300人(冬・深夜)
 - (イ) 急傾斜地崩壊による負傷者：最大 約40人(冬・深夜)
 - (ウ) 津波による負傷者：最大 約310人(冬・深夜)
 - (エ) 火災による負傷者：最大 約1,400人(冬・18時)
 - (オ) ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物による負傷者：最大約1,100人(冬・18時)
- ※ 合 計：最大 約19,400人(冬・深夜)

ウ 全壊建物

- (ア) 揺れ：約60,900棟
 - (イ) 液状化：約540棟
 - (ウ) 急傾斜地：約360棟
 - (エ) 津波：約42,300棟
 - (オ) 火災：最大 約12,300棟(冬18時)
- ※ 合 計：約116,400棟

エ ライフライン

- (ア) 上水道(給水人口約749,300人)

直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)
92	689,000	73	547,700	56	417,800	22	165,500

- (イ) 下水道(処理人口約128,000人)

直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)
79	101,500	79	101,500	26	33,500	1	1,300

出典：徳島県作成『徳島県津波浸水想定』（平成24年10月31日公表）、『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）』（平成25年7月31日公表）及び『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）』（平成25年11月25日公表）

(ウ) 電力(電灯件数約415,300軒)

直後		1 日後		4 日後		1 週間後	
停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)
98	408,900	72	300,400	47	197,000	38	159,300

(エ) 通信(固定電話回線数約215,800回線)

直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
不通率 (%)	不通回線 数(回線)	不通率 (%)	不通回線 数(回線)	不通率 (%)	不通回線 数(回線)	不通率 (%)	不通回線 数(回線)
98	212,500	75	162,000	34	73,300	14	31,200

(オ) ガス(都市ガス、復旧対象需要家数約5,400戸)

直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
停止率 (%)	供給停止 戸数(戸)	停止率 (%)	供給停止 戸数(戸)	停止率 (%)	供給停止 戸数(戸)	停止率 (%)	供給停止 戸数(人)
100	5,400	100	5,400	63	3,400	0	0

オ 交通施設被害(地震発生直後)

(ア) 道路

- ・ 高速道路は被災と点検のため通行止め。
- ・ 道路施設は多くの箇所被災。
- ・ 山間部では亀裂や陥没、法面崩壊等により、多くの箇所で通行止め
- ・ 津波で浸水した道路は通行困難で県南部へのアクセスは限定的

(イ) 鉄道

- ・ 軌道の変状、橋梁等の被害等により、全線が不通
- ・ 広範囲に帰宅困難者が発生
- ・ 貨物輸送による物流が途絶

(ウ) 港湾

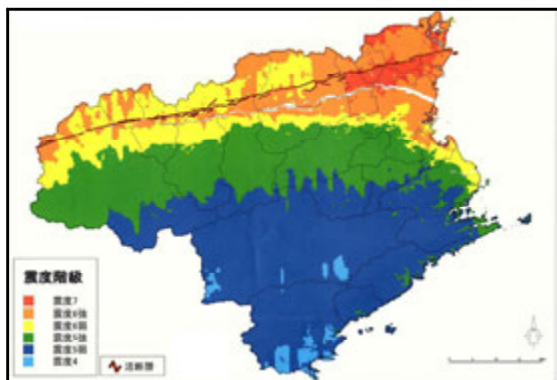
- ・ 震度 6 強以上の地域では、耐震強化岸壁は機能を維持するが、非耐震岸壁の多くが機能を停止
- ・ 港内の漂流物や港湾施設の破損等により港湾機能が停止

(エ) 空港

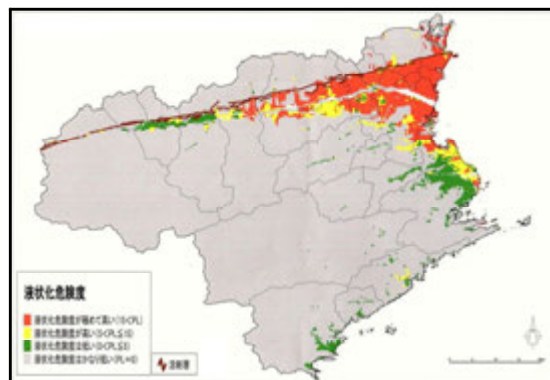
- ・ 徳島空港は点検等のため閉鎖
- ・ 津波により一部滑走路が浸水

出典：徳島県作成『徳島県津波浸水想定』（平成24年10月31日公表）、『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）』（平成25年 7 月31日公表）及び『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）』（平成25年11月25日公表）

2 中央構造線・活断層地震が発生した場合に想定される徳島県の被害



図：震度分布



図：液状化危険度分布

(1) 震度及び液状化

中央構造線・活断層地震の発生により、断層周辺及び徳島平野で震度6強～7の強い揺れが発生する。

また、吉野川沿いの地域を中心に、液状化の危険度が高い地域が広がっている。

(2) 被害想定概要

ア 建物被害

- ・断層周辺および徳島平野において、強い揺れに見舞われ、多くの建物が全壊
- ・地すべり等の斜面災害やため池の決壊により建物全壊
- ・木造密集地では地震火災により、建物が焼失

※ 全壊棟数63,700棟（冬18時）

揺れ44,400棟、液状化430棟、急傾斜地180棟、火災18,700棟

イ 人的被害

- ・耐震性の低い木造建物を中心に、建物の倒壊により死者が発生
- ・斜面災害による建物の倒壊により死者が発生
- ・出火家屋からの逃げ遅れ等で、死者が発生

※ 全死者数3,440人（冬深夜）

揺れ2,860人、急傾斜地20人、火災560人

ウ 孤立集落

- ・道路等の途絶により集落の孤立が発生し、初動期の救助・救援活動が遅れる

※ 孤立集落

67集落（農村）、10集落（漁村）

出典：徳島県作成『徳島県中央構造線・活断層地震被害想定』（平成29年7月25日公表）

エ ライフライン

(ア) 上水道(給水人口約749,300人)

直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)
75	523,400	54	378,000	37	259,200	7	46,000

(イ) 下水道(処理人口約128,000人)

直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)
56	64,600	56	64,600	9	10,500	0	0

(ウ) 電力(電灯件数約415,300軒)

直後		1 日後		4 日後		1 週間後	
停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)
87	334,800	58	224,000	19	71,700	7	25,100

(エ) 通信(復旧対象数約202,300回線)

直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
不通率 (%)	不通回線 数(回線)	不通率 (%)	不通回線 数(回線)	不通率 (%)	不通回線 数(回線)	不通率 (%)	不通回線 数(回線)
86	173,100	57	115,000	13	26,300	0	0

(オ) ガス(都市ガス、復旧対象需要家数約36,900戸)

直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
停止率 (%)	供給停止 戸数(戸)	停止率 (%)	供給停止 戸数(戸)	停止率 (%)	供給停止 戸数(戸)	停止率 (%)	供給停止 戸数(人)
100	36,900	100	36,900	85	31,400	0	0

オ 交通施設被害(地震発生直後)

(ア) 道路施設：被害箇所 1,100箇所(総延長 15,000km)

(イ) 鉄道施設：被害箇所 420箇所(総延長 229km)

(ウ) 港湾施設：被害バース 60箇所

出典：徳島県作成『徳島県中央構造線・活断層地震被害想定』(平成29年7月25日公表)

別添 2

業務の分類

【警務部】

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	公安委員会の事務の補佐に関すること
		広報及び県民への情報伝達に関すること
		財産及び物品の管理並びに処分に関すること
		庁舎の営繕に関すること
		警察装備に関すること
		警察通信施設の使用管理に関すること
		留置施設の管理並びに被留置者の処遇及び護送に関すること
		電子計算組織の運用に関すること
	継続の必要性の高い通常業務	県議会との連絡に関すること
		電子計算組織の管理に関すること
		電子計算組織に係る照会業務に関すること
		警察職員の健康管理に関すること
		予算、決算及び会計に関すること
		遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物に関すること
		争訴の指導に関すること
		苦情の取扱いに関すること
		懲戒に関すること
		電子計算組織に係る情報の管理に関すること
		警察情報セキュリティに関すること
		重大サイバー事案が発生した際の対応に関すること
		犯罪捜査における電磁的記録解析等の技術支援に関すること
		警察安全相談関連業務に関すること
		被害者支援に関すること

※上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務を行う。

業務の分類

【生活安全部】

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	地域安全情報の収集及び報告に関すること
		行方不明者の発見活動に関すること
		警察用船舶の運用及び管理に関すること
		警ら用無線自動車による広域機動警らに関すること
		110番通報その他緊急通報に係る事案の初動措置に関すること
		通信指令に関すること（災害対策に係るものに限る。）
		銃砲刀剣類所持等取締法（第26条の事務に関することに限る。）の施行に関すること
	継続の必要性の高い通常業務	酩酊者、行方不明者、迷い子その他対応の救護を要する者の保護に関すること
		人身安全関連事案対策に関すること
		子供・女性を対象とした性犯罪等の未然防止等に関すること
		水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること
		通信指令に関すること（災害対策に係るものを除く。）
		緊急配備に関すること
		少年事件の捜査及び少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること
		犯罪その他の健全な育成を害する行為に関する被害少年の保護に関すること
		鉄道警察に関すること
		経済・環境関係事犯の取締りに関すること
		火薬類・高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること
		核燃料物質、放射性同位元素、特定物質、届出対象病原体等の運搬の届出及び取締りに関すること

※上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務を行う。

業務の分類

【刑事部】

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害 応 急 対 策 業 務	広域緊急援助隊刑事部隊の運用に関すること
		検視及び死体の調査並びに身元確認業務に関すること
		災害に便乗した犯罪、被災地における犯罪の取締り及び防止に関すること
		鑑定、検査及び研究に関するもののうち、緊急鑑定業務に関すること
	継続 の 必 要 性 の 高 い 通 常 業 務	暴力団犯罪の捜査に関すること
		拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること
		犯罪鑑識に関すること
		捜査共助に関すること
		組織犯罪対策に関すること
		暴力団対策に関すること
		麻薬、覚せい剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること
		犯罪鑑識施設の維持及び管理に関すること

※上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務を行う。

業務の分類

【交通部】

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	広域緊急援助隊交通部隊の運用に関すること
		緊急交通路の指定等に関すること
		交通規制に関すること
		交通管制に関すること
		運転免許証の交付及び更新等に関すること
	継続の必要性の高い通常業務	交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること
		高速道路における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他の必要な警察事務に関すること
		道路の使用許可、通行の制限等許可事務に関すること
		交通事故防止対策に関すること
		乗車、積載及びけん引の許可事務に関すること
		交通反則行為の処理に関すること
		被害者支援に関すること

※上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務を行う。

業務の分類

【警備部】

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	警察庁・管区局・都道府県警察・関係機関との連絡・調整に関すること
		災害警備本部等の設置及び運営に関すること
		職員の招集及び参集に関すること
		警備部隊の編成及び運用に関すること
		警察用航空機の運用及び管理に関すること
		被害情報の集約及び報告に関すること
		公安委員会への報告及び連絡に関すること
		警備実施における部隊活動に関すること
	継続の必要性の高い通常業務	警備実施に関連する犯罪の捜査に関すること
		治安警備に関すること
		警衛及び警護に関すること
		集団警ら等部隊活動による警察職務の執行に関すること
		警備情報に関すること
		警備犯罪の捜査に関すること
		重要防護施設の警戒等警備実施に関すること

※上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務を行う。

業務の分類

【情報通信部】

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	機動警察通信隊の運用に関すること
		通信施設の保全に関すること
		事業用電気通信設備の新增設、変更の計画及び実施に関すること
		電気通信事業者との連絡に関すること
		通信施設の保全及び障害機器・通信施設の修理の委託に関すること
	継続の必要性の高い通常業務	証拠物件等の保管及び管理に関すること
		通信関係予算の管理に関すること
		国有財産の管理に関すること
		物品の管理に関すること
		事案発生時の通信確保に関すること
		サイバーテロ等対策の技術に関すること
		通信の安全の確保に関すること

※上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務を行う。